

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○大島委員長 この際、階猛君から関連質疑の申し出があります。渡辺君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。

今、我が党の小川委員と総理との間でやりとりがあった件、後ほど議事録を精査し、また、内閣法制局長官のこれまでの見解も踏まえて、また我が党として取り上げさせていただきたいと思えます。

その上で、私の方から、まず総理に対して質問させていただきます。

三月二日の日に、ラグビーのワールドカップの開催地、全国で十二カ所、決まりました。その中に、我が岩手県の釜石市も、おかげさまで、選ばれました。野田市長を初めとしまして、関係者の皆様のこれまでの御尽力に敬意を表しますとともに、これまで応援していただいたワールドカップ

を成功させるための議員連盟の皆様を初め、関係者の皆様に私からも心より感謝を申し上げますと思います。ありがとうございます。

こうしていろいろな方から応援していただけるのは、今、被災されて復興に向けて頑張っている方々にとって大きな励みになると思います。誇りにつながると思います。しかし、まだまだ復興は道半ばであります。私は、この二〇一九年のワールドカップを、ぜひ、被災地の復興とともに前進していきたいと思っております。

この釜石という地は、全国的にも有名になりました。震災のときに、ちょうど今回ワールドカップの競技場をつくるという場所が、釜石の奇跡と言われた、小学校、中学校の子供たちが高台まで率先して逃げて、そして、お年寄りとかも助けながら命を守った、そういう場所でもありますし、また、ラグビーファンではおなじみのおり、新日鉄釜石があつた厳しい練習環境の中で日本選手権七連覇をなし遂げた、そういう奇跡があつた地でもあります。

私は、今回のラグビーのワールドカップの釜石開催を三回目の奇跡にできないだろうか。すなわち、被災地の復興が前のあの町よりもさらに立派になつてなし遂げられる、そして、その場所に世界から多くの方を迎え入れて、地元の方々が大漁旗を振つておもてなしをする、そういうすばらしいワールドカップにできないものだろうかと心から思っております。

そこで、総理にお伺いします。
釜石でのワールドカップの成功と、そして、被

災地の復興の両立をなし遂げるために、国からの支援もいただかなくてはいいかと思ひます。総理に、それに向けてのお考えをお伺いします。

○安倍内閣総理大臣 釜石市は、昭和五十年代に、当時の新日鉄釜石が七連覇を遂げた、まさにラグビーの聖地と言つていいと思ひますし、当時の新日鉄釜石のチームも地元出身の人たちが大変多いチームであつた、このように記憶をしております。

今回、ワールドカップの会場に選ばれたことは、地元の方々の熱い思いのたまものではないかと思ひます。釜石市で大会を開催することは、東日本大震災からの復興のシンボルとなり、被災地の方々を勇気づけ、地域の活性化を促進するなど、復興を加速することにつながっていくと思ひます。また、日本の復興を世界にアピールしていくよい機会になつていく。世界の皆さんからも支援をされて、立派にラグビーの会場として、こうして復興がなし遂げられつつあるということを示していきたい、このように思ひます。

政府としては、二〇一九年の大会の成功に向けて、被災地の方々の御意見も伺いながら、今後必要な支援をしつかりと行つていく考えでございます。

○階委員 よろしくお伺いします。

それでは、きょうは地方創生ということなんですが、その前に、きょうもNHKの会長、NHKにも地方創生において重要な役割を果たしていただかなくてはいいかと思ひます。

きのうも、別の委員会でしたけれども、榊井会長は、NHKの使命として、あまねく日本全国に

において受信できるように豊かで、かつ、よい放送番組による国内基幹放送を行うというふうに答弁されました。

一部の地域や一部の人々に偏らない、豊かで、かつ、よい放送番組をつくり、地方創生に向けても頑張っと思っていますが、残念なことに、今、NHKの会長のさまざまな言動、きのう総務委員会では経営委員長に確認したところ、これまで、会長の言動がもとで経営委員会が注意や申し入れをしたことは一度としてなかった、しかし、この一年間で既に四度も注意や申し入れが靱井会長に對してなされている、こういうことであります。今、靱井会長の資質が問われております。

経営委員会で資格六要件というものを定めまして、任命のときに、これを満たしているかどうかということが審査されて、その時点では満たしているものとして靱井会長が任命されました。しかし、その後の言動から、さまざまなことがこの要件を満たしていないという方向でわかってきています。

NHKのことを何も知らないんですから、公共放送としての使命を十分に理解していないのではないかと。また、予算承認の全会一致が八年ぶりに崩れたり、NHK退職者、市民団体等から辞任要請が来ています。これも大変な数になっていまして、私どもが調べたところ、NHKの退職者からはもう二千人を超える数、そして、市民団体等からは七万人を超える署名が、辞任要請あるいは罷免要請ということで集まっているということであります。

まず、この広く国民から信頼を得られるかどうかというところが問われるわけでありますけれども、広く国民から信頼を得られるというための必要條件として、その国民の代表であるこの国会の場でNHKの予算承認の全会一致が行われる、これが絶対的に重要だと思っています。

この点について、まず経営委員長から御見解をお願いします。

○浜田参考人 先日の経営委員会で意見交換を行いました。その結果を踏まえて、執行部としては、全会一致で予算承認をお認めいただくよう最大限の努力をしていただきたいという旨の申し入れを行いました。

○階委員 つまり、そういう申し入れを行ったということは、全会一致は絶対的に必須のものであるというふうに経営委員会は判断したということでしょうか。

○浜田参考人 NHKは皆様の受信料で成り立っている公共放送であり、放送法で定められた理念を実現するためにも、全会一致の御承認をあくまでも追求すべきだというふうに考えております。

二十七年年度の収支予算、事業計画については、全会一致の承認を目指して全力で取り組むよう執行部に申し入れております。経営委員会としても、そのための監督はしっかり行っていくと考えております。

何とぞ、どうぞよろしくお願いいたします。

○階委員 監督権の最大のものは罷免権にもつながるということです。ここをぜひ、経営委員会としても、しっかり行使すべきときは行使していた

だきたいと思っています。

そこで、資格要件の三点目として、政治的に中立であるということがありますが、既に靱井会長は、政府が右と言うことに対しては左とは言えない、これは就任時の会見です。それから、二回の注意、一回の申し入れを経た後に、ことしになって二月の五日でも、正式に政府のスタンスがまだ見えないということで、政府の意向に追随するような発言を繰り返しています。これは政治的に中立ではないと言えらると思います。

そもそも、政治的中立を確保するために、NHK会長の任命については特別の配慮がされているわけです。普通、NHKのような特殊法人については、内閣総理大臣が任命権を持つて、国会同意の人事で決まるといのが通常なんです。放送法の解説によりますと、NHKの場合は、政府が直接関与することを避け、公平かつ適切な人選を通じて協会の業務執行の中立を確保するためということ、経営委員会が会長の任免を行うということとをわざわざしているわけです。そこまでして経営の政治的な中立性、これを守ろうとしているにもかかわらず、それを踏みにじるかのようなこれまでの発言、私は大変問題だと思っています。個人的見解であるとか取り消したからといって済まされるような問題ではありません。

例えば、裁判の世界でいえば、裁判官が、原告、被告、一方当事者と利害関係があれば、これは忌避事由だということで、その裁判官は任務に携われないわけです。あるいは、野球の審判だってそうです。幾ら有能な審判であっても、個人的には

巨人ファンだと明言している人が巨人対阪神戦の主審を務める、これでファンは納得するでしょうか。

私は、個人的見解であるとか取り消したからといって、今までの発言がその資質を失わしめるような、その問題は全く解消されていないと思います。この点について、経営委員長、御認識を伺います。

○浜田参考人 御指摘いただきました点につきましては、経営委員会が、放送法に則し、自律的に総合的に合議によって適切に判断するものと認識をしております。

現時点では、経営委員会といたしましては、平成二十七年度の収支予算、事業計画を国会で全会一致で御承認いただけるよう努力し、次期経営計画を着実に実行することを執行部に求めております。

○階委員 これだけでも、もうNHK会長の資格はないということは明らかですが、六要件の残り三つについても触れておきます。

四点目、構想力、リーダーシップが豊かであるということについては、理事全員から、就任早々、辞表を取りつけたということがあったわけですが、リーダーシップが豊かであればそんな必要はないし、その取りつけたことに關し、求心力をつけるには何らかの方法が必要とあります。求心力よりも、NHKで大事なことは、報道の自由を守るために言論の自由が保障される、そういうマネジメントをすることが大事であり、そういうリーダーシップこそが会長には求められている。これが欠

如しています。

それから五点目、社会環境の変化、新しい時代の要請に対し、的確に対応できる経営的センスを有する、こういう要件もありますが、クライシスマネジメントをどうするかという経営委員の質間がかねてありました。クライシスマネジメントというのは、いわゆる危機管理であります。その質問に対して、正直よくわかりませんと経営委員会の場で答えている。これで社会環境の変化に対応していると言えるでしょうか。

さらに六点目、業務遂行力があり、説明力があるということにつきましては、もう私どもの部門会議でさんざんやり合いましたけれども、一般社会ではよくあることを、なぜか、皆無ではないというふうに言いかえて、自分の言っていることは間違いないというふうに強弁されている。これで説明力があると言えるでしょうか。

私は、こういう資格六要件を満たさないで、NHKという、報道の自由にとつても、また地方創生にとつても欠くべからざる役割を期待される組織、そのトップとしてふさわしくないと 생각합니다。菅井会長、みずから身を退くお気持ちはないでしょうか。改めて聞きます。

○菅井参考人 いろいろ御指摘いただきましたけれども、まず、一つだけ言わせていただきたいのは、右とか左とかいう話については、昨年、国会の場で取り消しておりますので……（発言する者あり）いや、国会で取り消しておりますので、これは公式に取り消しているということで、これは言わせていただきたい。

それから、いろいろ私の真意が伝わらなかったことについては、私の拙い言葉遣いで、まことに申しわけなく思っております。

ただし、中立の問題につきましては、私は、放送法にのっとり、事実に基づき、公平公正、不偏不党、誰からも規律されずという強い意思のもとにNHKを経営いたしております。私は、着任以来、政府からどんな干渉も受けておりません。それから、私は、そういうことをそんたくしながら、政治的なそんたくをしながら番組をつくったこともございません。これは私は自信を持って言えると思います。私は、NHKの職員とともに、放送法にのっとり、本当に事実に基づいた放送をするということを心がけております。

私の今一番大事な仕事は、放送法にのっとり、なにかずく一条から四条に書いております、最初に申し上げましたように、公平公正、不偏不党、自律、何人からも規律を受けず、こういう方針で伝えておるわけでございます。

それから、辞任するかという話がありましたけれども、私は、着任して初めて三力年経営計画というものをつくりました。そして、その中に、今後あるであろうインターネットの問題とか、それから、さらに技術の進歩を踏まえた4K、8Kの問題とか、さらに、国際放送につきましても、やはりNHKのものと発展した国際放送ということでこの三力年計画に組み入れているわけでございます。

どうぞこの辺をよく御理解いただきたいと思います。

○階委員 かねがね靱井会長は、業務を遂行するに当たっては、公平中立で問題ないかのような発言をしています。私が先ほど申し上げたのは、個人的見解がどうかであるか、そこでNHKの政治的中立性に疑問があるような発言をしたら、幾ら業務遂行をちゃんとやっていますととっても、国民からの信頼は得られないわけです。裁判官の世界でも、野球の審判の世界でも、それが常識です。靱井会長は、その認識が余りにも欠けています。

失われた信頼は、業務を遂行することではなくて、私は、潔く身を引くこと、それによってNHKをしっかりと国民から信頼を得られる存在にしていくことが大事だと思っています。

総理、私は、この個人的見解と公式見解を使い分けて政治的中立性を守っているというような言い方、これは、総理大臣の任免権ではなくて、わざわざ経営委員会の任免権にしてNHK会長を選任しているということにかながえれば、総理大臣としても、その趣旨を没却するものとして看過できない、本来総理大臣が任命していればそういうことはなかったのではないかとというふうにもお考えにならないかもしれません。

政治的公平ということをさきの国会の答弁でも繰り返しおっしゃっていましたけれども、その政治的公平、政治的中立性という意味において、私は靱井会長は問題だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 放送事業者の長に対して行政府の長として今ここでコメントすることは差し控えさせていただきたい、このように思います。

いずれにいたしましても、経営委員会によって適任と判断されたわけでございます。しっかりと放送法の精神、法令にのっとって仕事を進めていただきたい、このように思います。

○階委員 経営委員長にも最後にお尋ねします。

今私もある問題点を指摘させていただきましかれども、最後は経営委員会の御判断であります。全会一致ということをあえて四回目で申し入れていただいたということ踏まえて、きっちり罷免権を行使すべきときは行使するように経営委員長としてお取り計らい願いたいと思います。この点について御見解を伺います。

○浜田参考人 御指摘のような点につきましては、経営委員会が、放送法に則し、自律的に総合的に合議によって適切に判断するものと認識をしております。（発言する者あり）

○階委員 圧力というやじも今飛びましたけれども、圧力ではありません。これは、資格要件を満たしているかどうかをきちんと判断すべきだということをおっしゃっているわけです。今までのこの一年間を見てきて、それが満たされることが客観的に明らかだからこそ、そうであれば、経営委員会、任免権を持つ者としてしっかり対応していただきたい。当たり前のことを言っています。そのことを申し上げまして、次のテーマに移らせていただきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略、これが定められました。この中で、ちよつと普通の人には耳なれないKPIという言葉、成果指標と日本語では置きかえられるのでしょうか、そういう言葉が

あります。

私もこの総合戦略を見まして、いろいろなKPIが挙がっていますけれども、肝心なことが一つ抜けているのではないかと問題意識です。それは、小売年間販売額とサービス業収入額、こういったものを地域ごとの指標にすれば、これが年々どの程度拡大していくかということを目標にしていけば、マーケットが拡大することによって人も仕事も地方に来る、そして町も発展する。

それから、もう一つの副次的効果として、今申し上げました小売年間販売額とかサービス業収入額、地域ごとの数字が消費税、地方消費税の配分の基準にもなっています。

ですから、実際に買い物をするほど地域の社会保障サービスにも役立つんだ、そして、行政もそれによってサービスを拡充していけるんだということ、二重の意味において、こういう指標を設けた方がいいと思っています。

このKPIに、今申し上げました小売年間販売額とかサービス業収入額といったものを設けて、地方経済の活性化とともに社会保障の安定化にもつなげていく、そういうお考えはありませんか。

○石破国務大臣 御指摘ありがとうございます。KPIという言葉はまだ全然広まっておりませんで、キー・パフォーマンス・インディケータ、つまり指標でございます。

数値目標と言っても、そんなに違わないんだろうと思います。国としてKPIを設定させていただきましたが、これから地方において総合戦略をお決めいただき、そこにはKPIを設定していた

だくようにお願いをしております。

それは国と地方との共同作業ですが、国が掲げました K P I にそのままスライドしたような K P I ばかりということをお願いしているわけではございません。委員がおっしゃいましたような、小売の販売額でありますとかあるいは宿泊者の消費額でありますとか、そういうようなものは地方において任意にお定めをいただいて全く問題ないと思っております。

私も、この K P I が唯一絶対と申し上げるつもりはございませんで、これから先、こういうものを入れた方がいいということがあれば、検討させていただきます、有効なものは取り入れたいと思っております。

御指摘ありがとうございます。

○階委員 やはり、地域ごとにこういう指標を設けることによって、活性化が目に見えますし、社会保障のサービスについて自分らも貢献しているということも目に見えるということで、やるべきだということを申し上げます。

そして、今回、地方創生ということとさまざまな予算がある中で、私どもの方で精査したうちの問題点を指摘させていただきます。

総合戦略の四ページには、「従来の政策の検証」ということで、まず真っ先に、従来の問題点として、府省庁、制度ごとの縦割り構造があったというところが指摘されています。「地域の経営人材の確保・育成に関しては、各府省庁で政策手法が似通うことが多く、事業相互の重複や、小粒な事業が乱立する傾向にある。一方で、移住希望者向けの

ワンストップ窓口を設置した地方公共団体が移住希望地の上位に急上昇した事例等にみられるように、「縦割り」排除の効果は非常に大きい。」という記述があります。

移住の関係で、政府は移住促進事業をいろいろやっていますけれども、これが、今申し上げたことと、まさに問題点、指摘されたとおりになっているのではないか。

実例を申し上げます。

例えば、内閣府のプロフェッショナル人材事業、これは、さきの補正で手当てされた十五億円強の事業ではありますけれども、地方の中堅・中小企業の生産向上に必要なプロフェッショナル人材を都市圏から地方へ還流させるという目的のための仕組みだそうです。

それから、総務省では、全国移住促進センターというものをつくって、移住に関する情報についてワンストップで対応する窓口、また、ポータルサイトを活用して総合的な情報提供をするといったものにも補正で一・五億円。

それから、経済産業省では、地域中小企業人材バンク事業ということで、U ターン者などへの中小企業への就職の支援をして移住を促進しているというものもあります。

内閣府では、地域ごと支援事業ということと、地域しごと支援センターを整備する。これがさっきの全国移住促進センターとかとどう違うのか、よくわかりません。

それから、厚労省では、地方就職希望者活性化事業。

こういったものなど、いろいろなことをやるようになっております。ワンストップということにも反していますし、縦割りにも反していますし、いずれも小粒であります。

こういったものをやる意味が私はないと思えますけれども、そもそも、わざわざ従来はこういう問題点がありますねと言ったにもかかわらず、こういう事業がなされようとしている、このことについて大臣はどう考えになりますか。

○石破国務大臣 どうも、民主党政権のときも相前に御苦労なさったんだろうと思います。

そういう指摘をしますと、いやいや、それぞれ対象も違いますし、手法も異なりますし、それぞれの事業をそれぞれに設ける意味があるのです、こう来るわけですね。ですから、これはなるべく統合したいと思っております。

ただ、それぞれの省庁において、予算をとり、そしてまた事業として確立しているものですから、当面、当面という言い方は私は余り好きじゃないんですけれども、近々というか、今月中なるべく早くに、各省庁の関係部局から成ります人材還流政策各省連絡会、これも何だかよくわからないけれども、そういうものをつくって、要は、各省庁いろいろある、では、これが本当に望んでいる人たちにに対してワンストップでできるのかどうかというの、各省庁が集まってここは検討させます。そこには政務もきちんと入って、その議論というもののはきちんと見なければなりません。

要するに、厚労省ではだめ、はい、それじゃまた帰って考えなみたいなこと、今度は別の省庁

に行くというような、こんなものがどこがユーザーフレンドリーだという話なのであって、これには合わないけれども、ほかのものがすぐその場で、ではこういうものでどうですかということにならなければ、ユーザーフレンドリーでも何でもありません。

そこは、なるべく、これから先ワンストップということを中心に、重複は排除いたしてまいります。ですから、連絡会を立ち上げることによって、さらにその問題点は出てきます。

要は、使う人が使いにくければ、そんな制度は存在の意義がないということはよく承知をいたしております。

○階委員 問題意識は共有できていると思います。それで、仮に、これから議論して、ワンストップに近づけていくというのがうまくいったとします。ところが、これは民間でも同じような窓口が既にあるんですね。

例えば、一般社団法人移住・交流推進機構というところでは、地域活性化センターというところでポータルサイトの運営等を行い、年に一回、移住・交流&地域おこしフェアを開催している。あるいは、NPOのふるさと回帰支援センターというところでは、ポータルサイトを運営して相談窓口の開設を行っていて、また、年に一回、ふるさと回帰フェアを開催している。民間でも似たようなものがあります。

政府でワンストップにするとはいっても、そもそももう民間にツーストップもあるわけですから、政府はワンストップにしても、スリーストップで

すよ。もうあえてここから先、政府がこういうことをやるよりも、民間の方、足らざるところがあれば民間の活動を応援してあげるなり、そういうことでも足りるんじゃないですか。お考えをお尋ねします。

○石破国務大臣 それは、民間でできることは民間にやっていただく方がいかに決まっています。それは私も、この仕事についてから、今委員が御指摘のように、こんなにたくさんあるんだということを改めて実感した次第でありまして、今委員御指摘のようなものが、どれがどれだけあるのか、それにどれだけの利用される方があるのか。

それが、これはパーフェクトだというものであれば、何も政府でこんなことをやる必要はないわけであって、それが、どのようなお客様があり、どのような実効性を上げ、どのような実績があつて、どういうふうにお互いにリンクしているかということもよく点検をした上で、政府として余計なことをやって民間の仕事を圧迫するつもりはございません。

要は、どうすれば、この移住の情報というものがすぐにわかるようにするか。

例えば、岩手県でも、岩手県の東京事務所というのが、あれはどこにありましたか……（階委員「今は移っちゃいましたね」と呼ぶ）移っちゃいましたね。例えば島根ならば日本橋にあるわけですね。鳥取は岡山と一緒に、もてなしという、おもてなしと桃と梨をかけたような不思議な名前があります。そういうようなところを新橋に開きました。あるいは、青森県であれば飯田橋にある

わけです。そこにいろいろなそういう移住関係のセクションがあるわけですが、それも一カ所にして、八重洲に近々開こうと思っております。

要は、お互いにきちんと連携ができるかどうか、まさしく二重の仕事をしていないかどうか、そして官が民を圧迫するようなことをしていないかということ、さらに改善を図ってまいりますので、どうぞまた御指摘くださいませ。

○階委員 ぜひ、民間も含めたワンストップにして、ユーザーフレンドリーにしていきたいと思います。ということを目指していただければと思います。

それで、私はこの総合戦略を見ていて、これも私の考えと近いなと思ったのが、四十ページに、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」というところで、「若い世代が希望通り結婚し、子どもが持てるような年収水準（例えば独身で三百万円、夫婦で五百万円程度が必要との指摘もある。）を確保する安定的雇用が必要である。」ということが掲げられています。

そこまでは私も共通なんです。それを実現していくための方策について、法人税減税で中小企業へ外形標準課税を拡大するようなやり方は、私はむしろ逆効果だと思っています。

地方では、圧倒的に中小企業、かつ赤字の中小企業が大半であります。そして、そういう中で、赤字企業であっても、しかも、特に雇用をたくさんやっているような企業であればこそ課税がふえていくというような仕組みは絶対にやるべきではないと思っています。

こういうことを大臣は同意いただけますでしょ

うか、石破大臣。

○石破国務大臣　そこは、法人税減税というものは、もちろん地方創生ということにも配慮をしながらなされるものであります。と同時に、日本全体の経済をいかに活性化させていくか、日本経済がどうやって競争力を持つかということにも重きを置いて法人税改革というものはなされているものだと承知をいたしております。

そのことが地方創生に逆行するものだとはい自身考えておりませんが、一方におきまして、地方にそういうような企業が多い、赤字でありながら大勢の人たちを雇用しているところが多くあることも承知をいたしております。

そういうところが、今、地方こそ人手不足になっている。それは、有効求人倍率は相当に改善をしていますが、委員御指摘のように、収入が高くない、かつての公共事業や、家電、電機メーカーに勤めていたところのような収入が得られない、あるいは、安定して継続するかどうかかわらないということでございますので、まさに地方が人手不足であるがゆえに、この言い方は気をつけなければいけません。生産性を上げていくということによって労働者の環境も改善をする。それは岩手県北バスなんかも一つの事例かと思っておりますけれども、住民のサービスの向上させつつ、そこに働く労働者の収入が安定していくというやり方は、いろいろな手法があるのだと思っております。

法人税のことについて私が言及すべきではございませんが、法人税減税とはまた別に、地方が人

手不足であるがゆえに、生産性を上げ、雇用を確保し、賃金を上げていくということにおいて地域のお知恵を賜りたいと思っております。

○階委員　確かに、人手不足というところはよくお話を聞くんですけども、一方で、正規社員を雇ってしまうと社会保険料の負担が大き過ぎるということと非正規雇用にとどまっているということが多々あるわけです。

厚労省の方でアンケートなどをとっているのを見ますと、これは平成二十二年の就業形態の多様化に関する調査ということですけれども、正社員以外の労働者を活用する理由というのは、賃金の節約のためというのが四三・八％で一番多いんですが、次に多いのは、賃金以外の労務コスト節約のためというのが二七・四％、しかも、前回の調査、三年前の調査のときに比べてこの比率が六ポイント以上上がっています。だから、賃金以外の労務コスト、すなわち、社会保険料負担というものをいかに軽減していくかということは重要な政治課題だと思います。

そこで、例えばということで試算してみました。仮に、年収百万円の非正規社員を年収二百八十七万円、先ほど三百万円が一つの独身の場合の目安だとありましたけれども、ちよつと足りないんですが、仮に年収二百八十七万円、これは地方税の課税最低限ということで二百八十七万円。今までは社会保険料、会社負担はほぼゼロだった。これが、正規社員にすることによって、賃金ももちろんふえるんですけども、社会保険料だけでも四十三・四万円、これだけ負担がかかるというこ

とが、やはり正規社員、三百万円程度の正規社員を雇う上でのネックになっている。

仮にこの部分を国が支援した場合、財政的にどれだけ影響があるか。

これは一人当たりで考えてみました。一人当たりになると、確かに、四十三・四万円国が支出する、負担するとなると、その分、支援額として歳出が出ていきます。そしてまた、人件費がその企業の利益の圧迫要因になりますから、法人税が減収して、これら歳出増、歳入減で五十・九万円、財政に新たな負担が生じます。

他方で、歳入増の要因もある。消費税が所得がふえて消費をすることで十万円、所得税が収入がふえることで五・三万円、住民税も十・九万円、これだけふえるわけです。

トータルで見えますと、財政的な負担は二十五万円程度で済むということです。

今、法人税減税で、二十七年度は二千億円程度の財政負担ということなんです。同じ財政負担で、約八十万分、非正規社員を正規社員に転換するということにつながるわけでありまして。こうしたことをやった方が地方創生に資するのではないかと思います。

総理の御見解をお願いします。時間がありませんので、総理、お願いします。

○安倍内閣総理大臣　今回の法人税改革は、これは単なる減税ではありません。稼ぐ力のある企業等の税負担を軽減することによって、法人税を成長志向型の構造に変えていくというものであります。これが今回の法人税改革の基本的な考え方です。

あります。

こうした改革と、そしてコーポレートガバナンスの強化や政労使の連携といった取り組みとが相まって、企業の積極的な投資、さらには継続的な賃上げや下請企業の価格転嫁といった取り組みにつながっていくと考えております。

今後ともこうした改革を着実に実施していく必要があると考えておりますし、間違いなくこれは効果を発揮していくと私は確信しています。

他方、今委員の御指摘になった社会保険料は、必要な給付との見合いで、賃金を基礎として、労使双方に負担をいただいているものであります。地方での中小企業の雇用改善等のため、事業主の負担に限って軽減できる性質のものでは、残念ながら、ないわけであります。

なお、その中でも、主に中小企業の従業員が加入する協会けんぽについては、財政基盤が脆弱であるということから、給付費に対する国庫補助を行い、事業主と加入者の保険料負担の軽減を図っています。今国会に提出をした医療保険制度改革のための法案においては、国庫補助割合を当分の間一六・四％に安定化させることによって、その運営の安定を図っていくとしております。

○階委員 総理の答弁で、一点だけちよつと誤解があったようなので指摘させていただきまされども、中小企業の社会保険料の負担をなくすわけではなくて、その部分に対して財政的な支援をするということですか。そこで財政支出が生じるわけだけども、それについては、先ほど申し上げましたとおり、一方で歳入になつて戻ってくる分も

あります。そして、これがやられることによって、結婚して子供を持てる、そして人口減少にも歯どめがかかけられるということにもつながっていくということ御提案申し上げたわけですか。

そしてもう一つ、先ほど我が党の渡辺周議員から、民間だけではなくて、官庁の施設についても地方移転を進めるべきだという文脈で、いろいろな問題の指摘がありました。二百五十個、さつきリストを見せていただきましたけれども、今回は研究施設等ということで、余り我々にとつてなじみがあるところは少なかったんですけれども、例えば、私も調べてみますと、先ほど石破大臣もおっしゃっていましたけれども、過去には酒類総合研究所が移転したケースが唯一だみたいなお話でしたけれども、同じあたりに、北東公庫を函館市に移転することも決まっていたようなんですよ。平成元年八月二十四日の国の機関等移転推進連絡会議というところで決まっていたようなんです。これが今どうなっているのだろうか。

今、御案内のとおり、政策投資銀行と一緒になりましたけれども、私は、こういう北東公庫も過去に地方に移転するというのを決められたのであれば、地方自治体が手を挙げるのをまつまでもなく、政府から積極的に、こういうたくさん雇用を抱えているようなところが東京から地方に移転していくということを進めるべきではないかと思ひます。この点について、石破大臣の御見解をお願いします。

○石破国務大臣 先ほど渡辺委員から重要な御指摘をいただきました。あの後、私、役所に帰りま

して、御指摘を踏まえて、もっと自治体にわかりやすくするような、近々、都道府県の担当者を集めて説明会を開きますが、そのときは、ホームページを自分で引いてきてくださいじゃなくて、こちらの方でちゃんとホームページをプリントアウトして、ちゃんと印刷してお配りすることもしなければなりませんし、ジャンル別に分けるということも必要なことであります。

今御指摘のように、地方から上がってくるのを待つていなさいというような話ではなくて、私どもも、ここはここへ行った方がいいではないかというようなことは、やはり、言葉は難しいですけども、政治主導も必要なんだと思ひつています。やはり、官僚機構というのは、できれば今のまがいい、そういう特性というか属性というか何というか、そういうものを持っているわけでありまして、それは、こつちに行った方がより効果を発揮できるのではないかというのは、まさしく政治が力を発揮すべきときだと思ひます。

与野党問わず、我が地域にはこういうものが来た方がいいのではないかというような御指摘があれば、どうぞ賜りたいと思ひます。

○階委員 では、最後に国交大臣にお尋ねします。私は新聞を見ていて、これはお正月ぐらいたったかもしませんが、読売新聞の橋本五郎さんが、地方創生というのは心が大事なんだ、東京にいると、冬でも布団が干せて暖かいところで寝られるけれども、その同じ時間帯に、雪国では八十歳のおばあさんが一人で雪かきをしている、そういうところに思いをはせるのが地方創生の心なんだみ

たいな話が載っていて、私も同じ雪国というか北国の出身なもので、非常に感銘を受けたんです。

まさにそのとおりで、私の地元もそうなんですけれども、非常にお年寄りが寒いところで暮らしていたりするんですね。断熱効果のないおうちで、冬になると、私の実家もそうなんです、起きると、朝、息が白い、そういう家に住んでいるんです。こういうところで、お年寄りが体を悪くしないでろうか、あるいは暖房代もどんどこかかって、これから省エネを進めていかなくてはいけないときにもつたいないなという思いもあります。そして、そのお金がもし節約できて、暖房代を節約できてほかの消費に回せれば、まさに地方活性化、地方創生にも資するわけですね。

そういう意味で、地方の住宅、特に北国を中心にして省エネ化、断熱化を進めるということは大事だと思うんですが、国交大臣、今政府で進めていることがあれば教えてください。

○大島委員長 太田大臣、時間が参っておりますので、簡明にお願いいたします。

○太田国務大臣 省エネまたはゼロエネ、それは省エネの観点でも、あるいはヒートショックというこの上でも非常に大事です。

一つは、大工、工務店等が省エネリフォームなどを行った場合に、戸建て最大百万円を支援する事業を行っている。もう一つ、省エネリフォームに対して、さまざまな商品券と交換できる省エネ住宅ポイント制度を今回の平成二十六年度補正予算で措置している、こういうことです。

○階委員 これで終わりますが、さらに積極的な支援をお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。